

令和2年度「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立高雄中学校

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

名 称	「生徒指導委員会」及び「いじめ対策委員会」
構 成 員	学校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、 (養護教諭、保健主事、担任、総合育成支援員、スクールカウンセラー、総合育成支援員、補導主任)
開催時期	月各1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）
取り組む内容	・各学年の生徒の動向を情報交換し、多面的に生徒理解を行い指導に生かす。 ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。 ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討するとともに、取組を推進する。 ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断された場合には、組織的に問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う
周知方法	学校ホームページ・学校便り

※ 本校は常勤教職員12名の小規模教職員体制の学校であり、上記メンバーを中核構成員とし、全教職員を以て情報交換、共通理解、対処・対応を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

ア 授業改善の推進

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- ・年度当初に学習についてのガイダンスを実施する。さらに、各教科ごとに単元構成及び進度日程（計画）を明示するとともに単元ごとの到達目標である「学習のめあて」を明確にした授業を展開する。

※ 家庭学習習慣の確立・定着を目的に、

全学年とも『積み重ね学習』として、月～金曜日（国、社、数、理、英）の課題学習を実施。

イ 道徳教育の推進

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため特段年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

ウ 体験活動の充実

- ・道徳的価値の自覚を深める指導の充実を踏まえ、職業体験やボランティア活動等の体験活動の充実を図る。
- ・地域行事等、さまざまな場面において生徒の「活躍の場」を拡大・推進し、生徒の成就感、所属感さらには自己有用感の高揚を図る。

エ 生徒が自主的に行う活動の支援・促進

- ・生徒会活動やフレンドリー活動（縦割り集団活動）生徒の主體的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につながる指導を進める。

オ 生徒へのはたらきかけ

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

名 称	情報交換会
構 成 員	<u>学校長，教頭，教務主任，総合育成支援教育主任，生徒指導主任，各学年主任，総合育成支援員。</u> (養護教諭，担任，スクールカウンセラー)
開催時期	週1回(火曜日)
取り組む 内 容	支援対象生徒を中心に，総合育成支援員の支援，観察に基づく生徒情報(集団情報)等を各学年主任との間できめ細かく共有する。

※ 上記交換会を行い多角的視点から生徒を見つめる機会を設ける。

イ アンケートの実施

日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート、わたしの毎日アンケート)を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行う。さらに、本校独自の調査・設問シート「自己有用感アンケート」を年間2回実施し、集団における個の内面的諸相を確実に把握するとともに、個人及び集団としての変容を分析する。

ウ 教育相談の実施

日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用した相談を実施する。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

前提となる基本事項	
<p>『学校いじめ防止等基本方針』</p> <ul style="list-style-type: none"> □学校いじめ防止プログラムの策定 □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 	<p>『いじめ対策委員会』</p> <ul style="list-style-type: none"> □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 □児童生徒、保護者、地域への周知 □いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会等）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

<p style="text-align: center;">【いじめ対策委員会で共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。 	<p style="text-align: center;">【事実確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 ●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。 ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 ●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
--	--

**管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]**

心の通った指導

<p style="text-align: center;">【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	<p style="text-align: center;">【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。
<p style="text-align: center;">【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 	<p style="text-align: center;">【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

・ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

・ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ いじめに関わる行為がやんでいることを、聞き取り及び、情報交換会の中で少なくとも連続12回以上継続して議題に挙げることで確認していく。
- ・ 本人及び保護者に定期的な面談を行い、心身の苦痛について確認を行う。必要に応じて、学校カウンセラー、総合育成支援員、養護教諭とも連携する。
- ・ 継続した見守りの中で、本人らの心身の苦痛、いじめに関わる行為が確認されない場合でも再発の可能性を十分に踏まえ、情報交換会を中心に確認していく。

(4) 教職員の資質向上

ア 基本的な考え方

「いじめ」に関わる事象、生徒動向の把握については、これを感じ取る教職員の「人権についての認識」「いじめについての認識」が極めて重要であることに鑑み、生徒の人権を守るという視点から、人権研修、「いじめ」にかかわる具体的な事象、様態についての研修及び具体的な生徒実態に関わる情報交換をもとに実践的な研修を深める。

イ 研修の時期・内容等

研修の時期については別添のとおり。

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・ 職員会議における生徒動向にかかわる情報交換を生徒観察の視点を明確にし、教職員相互の認識・感覚を涵養する。

ウ その他

- ・ 学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

4 保護者・地域，関係機関との連携

ア 保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し，手を携えた子育てを進める。
- ・機会を捉え，いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し，いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。『いじめられていないか?』とともに『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけることを目指す。

イ 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・本校は，1小学校（単級），1中学校（単級）の小規模校であり，児童・生徒の人間関係も固定化しやすい傾向は否めない。こうしたことをふまえ，小・中一貫した「いじめ防止対策」はもとより，人権教育，コミュニケーションスキルの向上に資する系統的な取組は必須である。
- ・学校運営協議会，PTAが小中合同であることの意味，利点を最大限に活用し，小・中における取組，児童・生徒実態，課題を地域・保護者と共有することにより，共に手を携えて，あるべき「高雄の子」の具現化を目指す。

ウ 関係機関との連携の推進の推進に向けて

関係諸機関との連携については，生徒情報（課題・問題）の共有，課題解決に向けた方策・手法，及び「一人一人が大切にされる子の居場所としての学校づくり」に向け，組織的なチャンネルを明確にし，効果的な連携を推進する。

5 重大事項への対処

いじめ防止対策推進法等を踏まえ，教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け，質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

本校は，1小学校（単級），1中学校（単級）の小規模校であり，児童・生徒の人間関係も固定化しやすい傾向は否めない。こうしたことをふまえ，小・中一貫した「いじめ防止対策」はもとより，人権教育，コミュニケーションスキルの向上に資する系統的な取組は必須である。

学校運営協議会，PTAが小中合同であることの意味，利点を最大限に活用し，小・中における取組，児童・生徒実態，課題を地域・保護者と共有することにより，共に手を携えて，あるべき「高雄の子」の具現化を目指す。

イ 関係機関との連携の推進の推進に向けて

関係諸機関との連携については，生徒情報（課題・問題）の共有，課題解決に向けた方策・手法，及び「一人一人が大切にされる子の居場所としての学校づくり」に向け，組織的なチャンネルを明確にし，効果的な連携を推進する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組 生徒理解のための情報交換	保護者への発信 関係機関との連携等
4	生徒理解研修会 学校いじめの防止基本方針の共有 当該委員会（2回）	「学級開き」 「生活と学習のガイダンス」		家庭訪問週間
5	生徒指導及びいじめ防止対策研修 PDCA サイクルの確認 当該委員会（2回）	新入生歓迎遠足 双ヶ丘中交流会	自己有用感調査① （本校独自調査）	PTA 総会 休日参観 進路保護者会
6	当該委員会（2回） クラスマネジメントシート・ 教育相談の結果の共有と対策 人権教育研修会	生徒総会	クラスマネジメントシート ① 教育相談週間 『学習と生活の調査』（本校独自）	公開授業週間 学校運営協議会①
7	当該委員会（2回） いじめに関する記名式アンケートの結果の共有と対策	「非行防止教室」 1 学期学級のふりかえり 右京支部生徒会交流会 「夏休み自主学習室」	「学級のふりかえり」 いじめに関する記名式アンケート①	「非行防止教室」 個人懇談会
8	夏季校内研修会 小中合同研修会 生徒指導及びいじめ防止対策研修①PDCA サイクルの見直し	「夏休み自主学習室」	フレンドリー活動 （縦割り集団活動） 集中取組 休み明け生徒の様子 の共有	
9	当該委員会（2回）			
10	当該委員会（2回） 生徒指導研修会 学校評価の結果について PCDA サイクル	学校祭	自己有用感調査② （本校独自調査）	学校評価の実施 学校運営協議会②
11	当該委員会（2回） いじめに関する記名式アンケートの結果の共有と対策 人権教育研修会	後期生徒会役員選挙 ファイナンスパーク学習 後期生徒会立ち上げ 京都市内オリエンテリング	クラスマネジメントシート ② いじめに関する記名式アンケート② 教育相談週間 生徒会アンケート	人権学習 公開授業週間 家庭地域教育講座 進路保護者会

1 2	当該委員会（2回） アンケート調査 クラスマネジメントシート・ 教育相談の結果の共有と対策 いじめ防止プログラムの見直し②PCDA サイクル	生き方探究・チャレンジ体験 2学期学級のふりかえり 右京支部生徒会交流会	「学級のふりかえり」	個人懇談会
1	当該委員会（2回） 年間反省			学校評価の実施 新入生保護者説明会
2	当該委員会（2回） 生徒指導研修会（年間総括） 学校評価の結果についてPCDA サイクル		クラスマネジメントシート ③	学校運営協議会③
3	当該委員会 来年度のいじめ防止基本方針について検討・確認	薬物乱用防止教室 3学期学級の振り返り 3年生を送る会 小中連絡会 右京支部生徒会交流会	「学級のふりかえり」	

※ 「情報交換会」は週1回（長期休業中を除き）で、概ね月4回

※ 「小中連携会」は月1回実施

※ 「フレンドリー活動」：本校生徒48名を3つの縦割り集団に編成し、生徒の協働的、主体的、自律的な活動を推進している。